

## 中間（全体）技術検査実施要領

### （趣 旨）

第1条 この要領は、「神奈川県県土整備局工事等検査要綱」（以下「要綱」という。）第3条に規定する中間（全体）技術検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事等）

第2条 この要領に定める用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

2 検査の対象とする工事は、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 低入札価格契約工事

政府調達対象工事低入札価格調査取扱要領に基づく「調査基準価格」を下回る価格で契約した工事

(2) 大規模工事

原則として当初契約金額が1億円以上の土木工事及び大規模な建築物の新築・増改築工事

ただし、大規模な建築物とは、原則として1棟の延床面積が2,000㎡以上、又は最高の軒高が20mを超える建物とする。

(3) 重要構造物等工事

橋梁（上部工、下部工）、トンネル、シールド、港湾施設、地下駐車場、大規模堰堤、大規模分水路の本体工事（ただし、維持・修繕工事を除く）

ただし、橋梁上部工とは、

ア 支間長が30m以上で、かつ鋼重が100t以上の鋼橋工事

イ 支間長が30m以上のコンクリート橋工事

橋梁下部工とは、

ア 基礎杭を有し、かつ躯体高5m以上の基礎杭及び躯体工事

イ 直接基礎で、かつ躯体高10m以上の基礎地盤及び躯体工事

港湾施設とは、

ア ケーソン構造の外郭施設又は係留施設については、ケーソンの総重量が概ね2,000t以上の製作据付工事、又はケーソンの総重量が概ね5,000t以上の製作工事

イ ブロック構造の外郭施設又は係留施設については、本体ブロック（異形ブロックを除く。以下同様）の総重量が概ね5,000t以上の製作据付工事、または本体ブロックの総重量が概ね13,000t以上の製作工事

大規模堰堤とは、

堰堤高さ15m以上

とする。

(4) その他、所長等が必要と認めた工事

3 所長等は、前項で対象となる工事について特記仕様書又は現場説明書に明示するものとする。

### （実施計画）

第3条 検査の実施時期は、工事の進捗が概ね20%～80%の範囲で出来形検査の時期及び当該工種を考慮し、工事の各段階の変化点等、施工上の重要な時期に行うことを原則とする。

2 実施回数は、当初契約額が1億円未満の工事は工事中に1又は2回、1億円以上の工事は年2回行うものとする。ただし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できる。

- 3 所長等は、請負者が提出した工程表に基づいて、検査の日程調整を行うものとする。(検査の実施時期が出来形検査と同時期になる場合は、出来形検査のみとすることができる。)

(その他)

第4条 この要領の定めにより難しい場合は、実施方法等について技術管理課長と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日以降に契約する該当工事に適用するものとする。
- 2 「中間(全体)技術検査実施要領(平成10年4月1日施行)」は廃止する。ただし、平成18年3月31日以前に契約した該当工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月15日から施行する。